

# 「2025年日本国際博覧会 来場者サービス実施計画策定・実施運營業務」 公募要領

2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、大阪・関西万博の会場整備や運営等の検討を進めており、2023年度、協会にて来場者サービス基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定した。

基本計画では、大阪・関西万博の会期中（184日間）、多様な来場者に対して、利便性や快適性、安心安全を追求し、有意義で満足度の高い来場者サービスを目指すにあたっての各種サービスの設定及び対応に必要な人員配置等の基本的な事項を定めた。

本業務では、大阪・関西万博の開催に相応しい「おもてなし」を実現するために、基本計画を基に来場者サービス実施計画として各項目を具体化させ、大阪・関西万博開催期間中の円滑かつ安心安全な運営を行うことを目的とし、本計画の策定・実施運營業務として企画提案公募により受託事業者を募集する。

## 1 業務名

2025年日本国際博覧会 来場者サービス実施計画策定・実施運營業務

### (1) 業務の趣旨・目的

大阪・関西万博の開催に相応しい「おもてなし」を実現するために、基本計画を基に来場者サービス実施計画として各項目を具体化させ、大阪・関西万博開催期間中の円滑かつ安心安全な運営を行うことを目的とする。

### (2) 業務概要

基本計画を基とした来場者サービス実施計画の策定ならびに大阪・関西万博開催期間における運營業務とする。詳細は事前審査後に開示する「来場者サービス実施計画・実施運營業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

### (3) 委託上限額

5,935,000千円（税込）

## 2 スケジュール

2023年10月23日（月）公募開始  
2023年10月30日（月）質問及び先行調査成果物開示請求の受付締切  
2023年11月6日（月）質問回答及び提案書類の受付開始  
2023年11月21日（火）提案書類提出締切  
2023年11月 末頃 選定委員会  
2024年1月 上旬 契約締結予定  
2025年12月22日（月）業務終了（全成果物提出）

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していればよい。）また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 以下の①から③のいずれかの業務及び④の業務を履行した実績があること。なお、これらの業務実績は、1つの契約によるものでなくても良いものとする。
  - ① BIE（博覧会国際事務局）の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係る計画策定業務又は、実施運営業務の経験を有すること。
  - ② 地方博覧会に係る計画策定業務又は、実施運営業務の経験を有すること。
  - ③ 上記①、②と同規模かつ類似の業務を履行した実績があること。
  - ④ 現場運用期間が1か月以上の大規模イベント（※）において、300名以上の運営スタッフ手配及び運用の経験を有すること。※以下のイベントを指す。
  - ・オリンピックパラリンピック競技大会
  - ・ラグビーワールドカップ等の国際スポーツ大会
  - ・国民体育大会、展示会、博覧会
  - ・その他上記3例と同等のイベント等
- (6) 共同企業体に係る事項
  - ① 業務形態  
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。
  - ② 代表者要件  
代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

#### 4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の応募手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

##### (1) 公募要領の配布

###### ア 配布期間

2023年10月23日（月）から2023年11月21日（火）まで

###### イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

(2) 参加表明、仕様書及び先行調査成果物等の開示

本事業の提案への参加にあたり、仕様書及び先行調査成果物等の開示を希望する企画提案者は、参加資格の有無を判断するための事前審査を受けること。

協会による事前審査の結果、参加資格を満たすと認められる者に限り仕様書等を順次開示する。

※受付期間中は、再審査の申請を認める。

※共同企業体で参加を予定する場合、【様式 01】先行調査成果物開示請求書兼秘密保持誓約書は代表構成員となる予定の者が提出すること。

ア 受付期間

2023年10月23日（月）から2023年10月30日（月）17時まで

イ 提出方法

電子メール（送信先：unei-service@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」に「【開示請求】2025年日本国際博覧会 来場者サービス基本計画策定業務」と明記し、下記事前審査提出書類ファイルを送信すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる開示請求は受け付けない。

ウ 事前審査提出書類

- ・【様式 01】先行調査成果物開示請求書兼秘密保持誓約書（PDF 様式）
- ・【様式 02】参加表明書（PDF 様式）
- ・【様式 03】事業実績申告書（PDF 様式）
- ・【様式 04】公募参加資格誓約書（PDF 様式）
- ・【様式 05】持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）
- ・【様式 06】委任状 ※応募者が代表者又は表見代理人以外の場合は添付すること。

エ 審査結果

上記提出書類受領後1週間以内に、協会から電子メールにより結果を通知する。

(3) 応募書類の受付

ア 受付期間

2023年11月6日（月）から2023年11月21日（火）17時まで

イ 提出方法

下記の宛先へ電子メールにより提出すること。（持参による提出は不可とする）

送信先：unei-service@expo2025.or.jp

なお、電子メール送信後、必ず下記宛に電話にて着信の確認を行うこと。

（電話番号：06-6625-8669）

※土曜日・日曜日及び祝日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とする。

(4) 下記の書類について、それぞれ指定の形式で提出すること。なお、副本については事業者名、社章等提案事業者が特定できる内容の記入を削除すること。

## 【応募時に必要な書類】

### ① 企画提案書一式

- ア 企画提案書（A4 用紙、様式自由：原本、副本の電磁媒体）
- イ 全体概要（A4 又は A3 用紙 1 ページ、様式自由：原本、副本の電磁媒体）
- ウ 【様式 07】 応募金額提案書（原本、副本の電磁媒体）
- エ 見積内訳書（A4 又は A3 用紙 1 ページ、様式自由：原本、副本の電磁媒体）

### ② 共同企業体で参加の場合

- ア 【様式 08】 共同企業体届出書（原本の電磁媒体）
- イ 【様式 09】 共同企業体協定書（写し）（原本の電磁媒体）

※提案者が代表者又は表見代理人以外の場合【様式 06】委任状を添付すること。

## 【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約交渉の相手方のみ提出）】

- 1 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明すること。）
- 2 法人登記簿謄本（1 部）（発行日から 3 カ月以内のもの）
- 3 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
  - ① 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
  - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- 4 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
  - ① 貸借対照表
  - ② 損益計算書
  - ③ 株主資本等変動計算書
- 5 印鑑証明書（原本 1 部）
- 6 【様式 10】 持続可能性の確保に向けた誓約書（原本 1 部）
- 7 【様式 11】 暴力団排除条例に基づく誓約書（原本 1 部）
- 8 【様式 12】 使用印鑑届（原本 1 部）

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから 2 営業日後の 17 時まで提出をすること。

### (5) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

### (6) 応募書類の不備

応募書類に不備がある場合又は協会の指定する期日までに補正資料が提出されない場合は、審査の対象外とする場合がある。

### (7) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例> 「2025 年日本国際博覧会 来場者サービス実施計画策定・実施運営業務」提案書  
株式会社〇〇（法人名）

ウ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

エ 応募書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

## 5 説明会

実施しない。

## 6 質問の受付

### (1) 受付期間

2023年10月23日（月）から2023年10月30日（月）17時まで

### (2) 提出方法

電子メール（アドレス：une-service@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025年日本国際博覧会 来場者サービス実施計画策定・実施運営業務」と明記し、質問内容を【様式13】質問票に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可。

質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、2023年11月6日（月）までに協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 来場者サービス実施計画策定・実施運営業務】に掲載する。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

## 7 審査の方法

### (1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者を決定する。ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。

ウ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

### (2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
全体提案内容・提供方針	企画全体の考え方は、本事業の趣旨を十分に理解した上で組み立てられ、提案者の特色も活かされた明確な方針が示されているか。	5点
業務実績	本業務遂行にあたり、十分な業務実績を有しているか。	5点

スタッフ確保と教育・研修方針	イベント経験豊富なディレクターや、多数の現場スタッフを確実に確保できる方策が、適切なスケジュールと共に組み込まれているか。また、採用したスタッフについて適切な教育・研修が計画されているか。	20点
業務の合理化・効率化	基本計画に基づき、実施計画・実施運営に向けて合理化、効率化を図れるような提案となっているか。	10点
業務スケジュールおよび協会との連携	実施計画策定、運営マニュアル作成、研修・準備、会期中の現場に至るまでの業務スケジュールについて、各フェーズで協会とどのような連携を図るのかも併せ具体的に提案されているか。	10点
業務体制	本業務を遂行するに足る十分な実施体制となっているか。	10点
持続可能性・環境面への配慮	法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みへ配慮されているか。	5点
その他追加提案	追加提案があった場合、その実現性や有用性が充分認められ、採用を検討するに値するものか。	5点
価格点	価格点の算定式 満点（30点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	30点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025 年日本国際博覧会 来場者サービス実施計画策定・実施運営業務】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ① 最優秀提案事業者（名称・評価点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称 ※50 音順
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が 2 者であった場合次点者の得点は公表しない）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。

ア 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募した提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。

(2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

(3) 契約金額の支払いは、業務完了後、協会の検査を経て受注者の請求に基づき支払う。また、受注者は、業務の完了前に、既に業務を完了した部分に相応する金額について、部分払を請求することができる。但し、この請求は、月 1 回を超えることができない。

(4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式11）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

(5) 契約に際して、【様式10】持続可能性の確保に向けた誓約書を提出すること。

(6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

(7) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

(8) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

(9) (8)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ウ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- エ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 9 持続可能性の確保

- (1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。  
([https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025or.jp\\_2022/assets/pdf/sustainability/202307\\_sus\\_code.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025or.jp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf))
- (3) 契約相手方は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力を支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。
- (5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

## 10 その他

- (1) 提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)等を遵守すること。
- (3) 本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。